

社会保険ひらしま

第3号

- 社会保険の手続きは電子申請が便利です！
- 届出等における添付書類及び押印等の取扱いの変更について
- ご自身の年金はいつでもどこでも「ねんきんネット」で確認できます
- 年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください
- 仕事中や通勤途中に怪我をした場合は、健康保険を使用することはできません
- 柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方
- 令和元年度被扶養者資格再確認のご協力をお願い
- 「働き方」が変わります
- 街角の年金相談センター（ご案内）
- 「職場の健康づくり」を応援します！
- 「健康講座」の開催予定
- 平成30年度事業報告および決算報告
- 社会保険協会からのお知らせ



日本年金機構からのお知らせ

社会保険の手続きは電子申請が便利です！

「電子申請」とは、従来のように紙を用いた書類の届出ではなく、インターネット経由により各種申請を行うことができるサービスのことです。
「電子申請」は、健康保険・厚生年金保険の手続きのみならず、個人のお客様の年金の手続きなどをインターネットで行うことができます。



電子申請のメリット

いつでも

電子申請なら時間にとらわれず24時間届出できます。夜間や休日でも届出できます。

どこでも

電子申請なら自宅や職場などインターネットを使ってどこでも届出できます。

時間・コスト削減

届出する際の移動時間や待ち時間がありません。郵送コスト等の削減が期待できます。

▶ 届出等における添付書類及び押印等の取扱いの変更について ◀

厚生年金保険の適用事務にかかる事業主等の事務負担の軽減を図る目的から、「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づき、適用事業所が管轄の事務センター又は年金事務所に提出する届出等における添付書類及び被保険者等の署名・押印の取扱いが変更となりました。

■ 遡及した届出等における添付書類の廃止

次の①から④について、添付書類「賃金台帳の写し及び出勤簿の写し」(法人の役員の場合議事録等)が不要となりました。

- ① 被保険者資格喪失届の資格喪失年月日が、受付年月日から60日以上遡及する場合
- ② 被保険者報酬月額変更届の改定年月の初日(1日)が、受付年月日から60日以上遡及する場合
- ③ 被保険者報酬月額変更届における改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合
- ④ 被保険者資格取得届の資格取得年月日が、受付年月日から60日以上遡及する場合

■ 申請者本人の署名・押印等の省略

以下の届書については、事業主において、申請者本人が当該届出を提出する意思を確認した旨を各届書の備考欄に記載することにより、申請者署名欄の本人署名又は押印の省略が可能になりました。また、電子申請及び電子媒体による申請においては、委任状の省略が可能になりました。

(注)被保険者本人の署名(又は押印)が省略となった場合であっても、届書等の氏名欄の記入は必要です。届出の際は、住民票に登録されている氏名を記入した上で、ご提出ください。

- 被保険者生年月日訂正届
- 被扶養者(異動)届・第3号被保険者関係届
- 年金手帳再交付申請書
- 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届(特例の申出を行う場合)
- 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届(特例を終了する場合)

日本年金機構からのお知らせ

ご自身の年金はいつでもどこでも「ねんきんネット」で確認できます

「ねんきんネット」は、インターネットを通じてご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

24時間いつでもどこでもパソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認できます。



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

こんなときには「ねんきんネット」

- ① 将来受け取る年金見込み額が知りたい
- ② 自分の年金記録を確認したい
- ③ 電子版「ねんきん定期便」について知りたい
- ④ 振込通知書などの通知を確認したい
- ⑤ 通知書の交付を申請したい



ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

☎スマートフォンはこちら！

登録の際には、基礎年金番号・メールアドレスが必要となります。「年金手帳」もしくは「年金証書」をご用意ください。

お問い合わせ先

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ先は下記専用電話へ

ナビダイヤル 0570-058-555
050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144

受付時間

月曜日：8:30～19:00

火～金曜日：8:30～17:15

第2土曜日：9:30～16:00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

ご予約いただくと・・・

- ① お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！
- ② 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！



予約相談の実施時間帯 8:30～18:00（月曜日）
8:30～16:00（火～金曜日）
9:30～15:00（第2土曜日）

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ



ゴ ヨ ヤ ク ラ
0570-05-4890

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6631-7521
〈予約受付番号受付時間〉月～金（平日）8:30～17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

全国健康保険協会からのお知らせ 協会けんぽ

仕事中や通勤途中に怪我をした場合は、 健康保険を使用することはできません



健康保険では、**業務外の事由による怪我**に関して保険給付を行います。

仕事中や通勤途中に負った怪我は労災保険の給付となりますので、健康保険を使用することができません。

つまり、仕事中や通勤途中に負った怪我の治療については、負傷された方や会社が労災保険と健康保険のどちらを使用するかは選択できず、必ず労災保険へ手続きを行っていただくことになります。

誤って健康保険が使われた場合で、医療機関において労災保険への切り替え手続きができなかった場合、後日、協会けんぽへ医療費を返還いただくことになりますので、ご注意ください。

負傷原因の照会について

協会けんぽでは、健康保険を使用して怪我の治療をされた場合、負傷された原因等について、加入者様へ照会の文書を送付しております。大変お手数ですが、照会があった場合は、回答にご協力をいただきますようお願いいたします。

法人の代表者や役員の方が仕事中に怪我をされた場合

「労災保険に加入していない＝健康保険を使ってよい」ということにはなりません。例え、労災保険に加入できない方も業務上の負傷に対して健康保険を使用することはできません。ただし、①負傷したときに**被保険者数が5人未満の小規模事業所**であって、
②**一般の従業員と著しく異なる労務に従事している場合**に負傷された場合は、健康保険の使用が認められます。

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる時、健康保険が『使える場合』と『使えない場合』があります。柔道整復師へのかかり方を正しく理解していただき、適正な受診にご協力をお願いします。

健康保険が使えます

- 外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷(肉ばなれなど)
- 骨折・脱臼(応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。)

健康保険は使えません

- × 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- × 脳疾患後遺症などの慢性病
- × 労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷
- × 保険医療機関(病院、診療所など)で、同時期に治療中の同じ負傷等

柔道整復師にかか る場合の 注意事項

1. 負傷の原因を正しく伝えましょう。
2. 療養費支給申請書の内容をよく確認し、署名または捺印をしましょう。
3. 領収証は必ずもらいましょう。
4. 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

全国健康保険協会からのお知らせ

協会けんぽ

令和元年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い



協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和元年度につきましても、下記の通り実施いたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

《確認の対象となる方》

平成31年3月31日において被扶養者として認定されている方

※ 例年、18歳以上の被扶養者の方を対象としておりますが、本年度は18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行います。

《送付時期》

令和元年9月下旬から10月下旬にかけて順次送付いたします。



《提出期限》

令和元年11月20日（水）

《扶養から外れる被扶養者の方がいる場合》

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

《平成30年度広島支部の実績》

- 対象事業所数 32,276件
- 扶養者の削除人数 2,000人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（見込） 約4,840万円（平成29年度実績を基に機械的に計算）



【被扶養者資格再確認に関するお問い合わせは、
業務改革・サービス推進グループ（☎082-568-1011）音声ガイダンスで①を選択してください】

《問い合わせ先》  全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

TEL: 082-568-1011
受付時間: 平日8:30~17:15
URL: <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>



広島県社会保険労務士会

「働き方」が変わります

広島県社会保険労務士会

◆詳細はお近くの社会保険労務士、労働基準監督署にお尋ねください

規則・帳簿など見直しはすすんでますか？

働き方改革関連法関係

就業規則	年次有給休暇5日の時季指定義務 健康情報取扱規定	有給休暇は就業規則の絶対的記載事項の一部となります。健康に関する情報は、労働者にとって機微情報となるため適正な管理、利用についてのルール化が必要です。
出勤簿等	労働時間把握義務	押印型出勤簿で管理していませんか、客観的な方法による出退勤時刻についても把握および記録が必要です。管理監督者も必要です。
有給管理簿	年次有給休暇管理簿の作成保存	時季指定義務など管理が複雑となることから管理簿の作成保存が義務付けられます。管理監督者についても必要です。
産業医周知	産業医等の業務の内容等の周知義務	産業医の業務の具体的な内容、健康相談の申出の方法、労働者の心身の状態に関する情報述取り扱いの方法について周知義務が課せられました。

街角の年金相談センター(ご案内)

街角の年金相談センターでは、厚生年金保険・国民年金の受給に関する相談・年金見込額・各種手続き等を無料で行っております。是非、ご利用ください。

相談時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除く)

街角の年金相談センター広島

広島市中区橋本町10番10号 広島インテスビル1階

街角の年金相談センター福山

福山市東桜町1番21号 エストパルクビル6階

※ なお、電話での“年金相談”は行っておりません。

「職場の健康づくり」を応援します！

広島県社会保険協会では、会員事業所で働く皆様の健康維持・増進をサポートするため、医師や管理栄養士等、健康づくりに関し、ご希望にそった講師派遣をしています。

当会のホームページから、講師プロフィール欄をご覧ください、「職場の健康づくり」申込書をダウンロードしていただき、FAXでお申込ください。

[ホームページ](#)

広島県社会保険協会

[検索](#)



「健康講座」の開催予定 お楽しみにお待ちください

講座の詳細は9月に発表します。当会のホームページで公開しますのでご覧ください。

皆様の参加をお待ちしています。

開催日時・場所は次のとおりです。

日 時	令和元年11月25日（月） 14：00～16：10
場 所	RCC文化センター 701号室
募集人員	60名



昨年の風景

昨年は、2部構成で第1部は、皆さん大好きな温泉のお話を健康デザイン研究所長・山崎勇三先生から「温泉で健康になろう」の講演、第2部ではパーソナルトレーナー・大段淳義先生から「お手軽体操で背筋ピン！疲れと不調の解消法」の講演で、軽い運動を取り入れ、正しい姿勢に整えるような身体も動かす楽しい講座でした。



平成30年度事業報告および決算報告

会員事業所さまには、日頃より当協会の事業運営にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。去る5月に理事会、6月に定時評議員会を開催し、平成30年度の事業報告並びに収支決算について審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

平成30年度の事業報告

1. 社会保険制度の普及啓発及び本会事業の周知及び加入促進

- 「社会保険事務便覧」を事務説明会参加者に配布しました。
- ホームページの掲載、また広報紙「社会保険ひろしま」を復活発行し、社会保険制度の周知、当会の事業案内等を行っています。

2. 健康づくり事業の推進

- 職場に、医師や管理栄養士・健康運動指導士などを派遣し、様々な分野での健康づくりを実践しています。
- 健康づくりDVDの無料貸出
- 皆さんが興味ある「温泉」や体調を整える軽い運動を取り入れた「お手軽体操」の健康講座を開催しました。

3. 福利厚生事業

- 温泉やスポーツ施設等の利用券の補助を行い、被保険者及びその家族の健康保持増進を図りました。
- 生活習慣病の予防のため、紙上ウォーキングを実施しました。

4. セミナー・講習会の開催

- 社会保険事務担当者養成講座は、広島市・福山市で開催しました。
- キャリアアップセミナーは、広島会場で開催しました。
- 年金ライフプランセミナーは、広島・福山で開催しました。

平成30年度正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

経常増減の部

経常収益計

受取会費	55,109,908
受取利息	845
雑収益	20,000
経常収益計	55,130,753

経常費用

事業費	44,130,645
管理費	9,609,246
経常費用計	53,739,891

当期経常増減額	1,390,862
---------	-----------

経常外増減の部

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常外増減額	0

当期一般正味財産増減額	1,390,862
一般正味財産期首残高	32,940,717
一般正味財産期末残高	34,331,579

広島県社会保険協会からのお知らせ

会費納入ありがとうございます

当協会では、会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の健全な発展と円滑な運営に貢献することや、会員事業所の被保険者やご家族の健康と福祉の向上をめざし、各種事業を行っています。これらの事業は会員様よりお納めいただいた会費（年会費）により運営されています。

2019年度分の会費納付につきましては、4月初旬に会員事業所さま宛にお送りし、すでに多くの会員事業主さまからお納めいただいております。

ありがとうございます。



● 会員情報のご変更はありませんか？

事業所名称・所在地等に変更がある場合は、お手数ですが下記にご記入の上、FAXまたは郵送でご連絡下さい。

変更前	会員番号*		*印は必須記入
	事業所名*		
	事業所所在地*	〒	-
	電話番号*		



変更後	事業所名		
	事業所所在地	〒	-
	電話番号		

送付先

FAX

082-224-1330

郵送先

一般財団法人 広島県社会保険協会
〒730-0011
広島市中区基町11-13
合人社広島紙屋町アネクス8F

社会保険協会会費納入のお願い

まだ納入されておられない会員さまにおかれましては、諸事ご出費の多い折、誠に恐縮ですが、当会の事業運営に特段のご理解とご協力を賜り、会費の納付にご協力いただきますようお願い致します。